横浜市教育委員会 臨時会会議録

- 1 日 時 令和4年5月26日(木)午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(みなと6・7)
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

令和4年5月26日(木)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項

横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について 新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について 登下校時の交通事故防止に向けた取組について 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和3年度の取組状況について

3 審議案件

教委第11号議案 横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

4 その他

「開会時刻:午前10時00分〕

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月22日の会議録の署名者は木村委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

なお、5月12日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、 次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告いたします。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- ○5/13 本会議(第1日)役員改選
 - ○5/17 こども青少年・教育委員会(教育委員会関係)
 - ○5/18 本会議(第2日)議案上程、質疑、財政ビジョン特別委員会設置、付託
 - ○5/20 本会議(第3日)一般質問

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月13日に本会議第1日目が開催され、役員改選が行われました。

- 5月17日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催され、常任委員のメンバーが変わり初めての委員会ということで、中上委員、木村委員、四王天委員、大塚委員が出席し、教育長より御紹介いたしました。
- 5月18日に本会議第2日目が開催され、議案上程、質疑、財政ビジョン特別委員会設置、付託が行われました。
 - 5月20日に本会議第3日目が開催され、一般質問が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- ○横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について
- ○新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて
- ○ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について
- ○登下校時の交通事故防止に向けた取組について
- ○「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和3年度の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後所管課から5点報告いたします。まず1点目で

すが、「横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について」、次に2点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて」、次に3点目ですが、「ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」、次に4点目ですが、「登下校時の交通事故防止に向けた取組について」、次に5点目ですが、「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和3年度の取組状況について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等ございますか。

特になければ、「横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について」、 所管課から御報告いたします。

青石人権健康 教育部担当部 長 皆様、おはようございます。人権健康教育部担当部長の青石です。本日は、 「横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について」、御報告申し上げま す。詳細は健康教育・食育課長から説明させていただきます。

長田健康教育・食育課長

おはようございます。健康教育・食育課長の長田と申します。よろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。5月17日付で学校へ熱中症対策ガイドラインの改訂について通知しております。あわせて、新型コロナウイルス感染症との関係もございますため、通知文の中で特に注意していただきたい点を掲載しております。

通知文の中段、「熱中症対策について」というところを御覧ください。熱中症対策について、今回改訂のガイドラインを全教職員で確認し、環境条件の把握、暑熱順化、健康観察、水分補給、休息等について適切な対応を依頼しております。次の行になりますが、太字部分です。環境条件の把握についてはWBGT計、こちらは学校に4台、教育委員会事務局からお配りしておりますけれども、活動場所において暑さ指数、温度・湿度の確認を依頼しております。現在、新型コロナウイルス感染症対策として、学校生活ではマスク着用を原則としておりますが、太字部分にありますように、「熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。」と通知しております。

なお、マスクの着用についてですが、この取扱いは昨年度も熱中症対策として同じことを学校に通知しております。改めてということで記述させていただいております。それでは、マスクの着用についての囲みのところを御覧ください。学校生活ではマスク着用を基本としていますが、屋外で距離を取って活動する場合にはマスクを着用する必要がないこと。特に、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症等による健康被害が発生する恐れがあることから、WBGT21℃以上、気温に換算しますと約24℃以上になりますけれども、こちらについては屋内外に関わらず、体育の授業や部活動等運動時はマスクを外すように指導すること。さらに次の段落で、登下校中のマスクの着用についての話もしています。熱中症のリスクを回避することが難しいことから、健康被害が発生する可能性が高い場合には、人との距離を十分保ち、なるべく会話をしないこと等に気をつけて、マスクを外すように指導すること。また、これらマスクを外すことにつきましては、保護者の方、地域の方の御理解・御協力を得ながら対応していただくように通知しております。

次のページ以降につきまして、改訂した熱中症対策ガイドラインを添付させていただいております。ページをめくっていただきまして、表紙裏の1ページの目次で今回の改訂部分を網かけしております。長くなりますので、申し訳ありませ

んが詳細は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

木村委員

万が一熱中症になった場合、死に至る可能性が高いので、徹底的に行っていただければと思います。新型コロナウイルス感染症も大事ですが、熱中症も重要だと思います。毎年このような熱中症に関しては啓発していますが、質問は二つあります。一つは、横浜市の中で熱中症予防等々を啓発して、年度ごとにどのような推移で熱中症の児童生徒数が増えているのか、減っているのか。もう一つは、「部活動、体育でマスクを外すよう指導する」とありますが、マスクを感覚的、生理的、物理的に着けていたい、着けていたくないと様々な感覚があります。ある意味、なぜ外す必要があるのかというエビデンス等が必要だと思いますが、マスクを着けている状態、着けていない状態で運動した場合の体温変化のデータがあれば教えていただきたいです。

長田健康教育・食育課長

ありがとうございます。まず、熱中症の疑いも含めまして、救急搬送された数でございます。令和2年度につきましては年間で20件、昨年度の令和3年度につきましては17件という形で、数については微減しているような状況です。一方で新型コロナウイルス感染症対策の前ですが、令和元年度は45件でございましたので、この2年間ではかなり減っているような状況でございます。

もう一つの御質問に関してですけれども、体温上昇に関して、私どもでは、今の時点でデータは持ち合わせておりません。申し訳ありません。

木村委員

恐らく、マスクを外せ、着けろというときに、嫌だと言う人もいると思います。でも、本当にエビデンスがあって、マスクをして運動すると深部体温がこんなに違うと分かってくると、やはり外す必要性を感じると思いますので、ぜひ、ある程度のエビデンスを持っていただいたほうが良いと思います。体温といっても表面と深部体温とは違いますから、そこをしっかり捉えていただきたいと思います。

あと、WBGTは大分一般化して使われていますが、19ページを見ると、熱中症の疑いで救急搬送された方はWBGTが38.2℃あり、その際にただ注意するのではなくて、よりこまめに水分を摂るとか、先生方から指示することが重要になってくるかなと思います。38.2℃のWBGTといったらすごい状態ですから、見て注意だけでなく、どのように注意するかをぜひ啓発していただければと思います。以上です。

長田健康教育・食育課長

ありがとうございます。

森委員

御報告ありがとうございます。これまでマスク着用を原則と言っている中で、今回の通知の中段にもありますとおり、熱中症も命に関わる危険性があることを踏まえて、「夏場においては熱中症対策を優先してください」という通知が出たと理解しています。特に小学校低学年のお子さんをはじめ、人生の3分の1ぐらいがずっとコロナ禍で、ずっとマスクをするという指導の中で、今度は体育の時間は原則しないとなっていくと、子供たちは混乱し、外している自分の姿への違和感とか、理屈は分かっても気持ちが追いつかない場面も多々出てくると思いま

す

この文章は全体的に子供たちへ「指導してください」と記載があるのですが、子供たちの納得感というか、指導というよりは子供たちが自分で、「こういう危険性があるときに自分はこういった行動をしたい」と思って選べるような時間と姿勢が大事なのかなと思います。そのため、今、感染症、熱中症、誰かと関わりながらスポーツをすること及びスポーツを楽しむこと、この四つの中で子供たちも先生も揺れ動いていて、どの場面で着けたり外したりするのかすごく混乱すると思うので、子供たち自身がどうやってその四つの中で、「この場面においてはこのようにしていこう」、先生の指導ではなくて、みんなで決めていく場面を設けていただけたらなと思いました。いや、そうではないとか、何かコメント等御意見があればお願いします。

長田健康教 育·食育課長

御意見ありがとうございます。森委員から頂いたとおり、学校の中では、今までコロナ禍の中で、私どもも含めて感染症対策に重きを置きまして、マスクをきちんと着けるようにと呼びかけてきた経緯がございます。その中で、子供たちについてはそれをきちんと受け止めていただいて、マスクを着けることが日常になっているのが現状だと思います。

一方で、今回は熱中症対策ということでこのような通知を出させていただきました。ただ、この通知は昨年度も出しておりますし、それは子供たちにも伝わっていますので、理解の上ではマスクを外さなくてはいけないと分かっているかなと思いますが、実際の場面ではマスクをなかなか外したがらないこともあると思います。森委員のおっしゃるとおり、このような場面では外すことが推奨されますとか、具体的なところを示しながら、今後、学校と話をしていきたいと思っておりますので、御意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

四王天委員

今回のガイドラインの基準となるのがWBGT値ですが、資料の19ページにあります去年の熱中症の数を見ると、WBGTが実際の気温より低いケースが14件中10件。これより高いのが残りの4件です。このばらつきがちょっと私には分からないところで、WBGTの低いほうが危険と出てしまっているようにも思えますが、判断基準はいかがでしょうか。

青石人権健康 教育部担当部 長

御質問ありがとうございます。WBGTの算出方法ですが、温度以外に湿度と ふく射熱の効果がございまして、それを総合的に数値化したのがWBGTの数値 となります。そのため、一概に気温だけをもってWBGTが高い低いという判断 ではなく、総合的な判断になるので、状況によって今回のような数値が出てくる かとは思います。

四王天委員

ということは、WBGTが低くても危険度はあることになりますよね。

長田健康教育・食育課長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、今回お示ししている、例えば13ページに「6 暑さ指数(WBGT)と学校の対応」について一覧表を載せていますけれども、こちらは目安という形で捉えていただければと思います。

四王天委員

分かりました。確かにこういう基準値はあるものの、実際に指導する方が生徒の状態をしっかり目で見て判断することの重要性を忘れてはならないと思います。この基準まで達していないから大丈夫と変に安心してはいけないのではないかと思いまして、お話ししました。以上です。

長田健康教育・食育課長

ありがとうございます。

中上委員

いろいろ説明を頂いて、特に熱中症の対応については皆さんも賛成だと思います。これまで教育に対する新型コロナウイルス感染症の影響がいろいろ検証されていると思いますが、特にマスクについては教育委員会事務局と学校現場の先生たちの努力で子供たちも非常に良い習慣がついて、黙食も含めてうまく対応していただいたなと感謝しています。マスクの是非についても今いろいろ言われていますけれども、マスクのメリットはたくさんある一方で、デメリットとして言われているのはコミュニケーションです。特に低学年ですよね。幼稚園などもそうですが、やはりコミュニケーションの大切さというか、アイコンタクトというのもありますけれども、目だけでなく顔全体で伝える大事さとか、対面で子供同士が会えないとか、いろいろコミュニケーションの上での障害といいますかデメリットや影響に関する資料があったら今後お願いしたいです。

また、声を出すことによってストレス解消ではありませんが、今、地域の小中学生の野球だとかサッカーを見ていると、距離を置いた上で、マスクを外してばんばん声を出して練習していてうらやましいなと思います。子供の成長の中で本当に生き生きしているなと思います。近所の学校を見てみますと、部活の中では通知を出した5月17日以降でもまだマスクをして運動されています。今だから良いですが、これから暑くなると大変だなと思うので、適宜柔軟に対応してほしいと思います。

それと、話が行ったり来たりしますけれども、マスクによる子供たちのコミュニケーションに対する影響について、検証された資料があったら、今でなくても良いので教えていただきたいと思います。

長田健康教育・食育課長

ありがとうございます。マスクに関して、コミュニケーションに関わる調査・研究などは、新聞等々を含めましていろいろなものがあることは承知しております。この場でお示しはできませんが、いずれにしましても、中上委員のおっしゃっているマスクを通じてのコミュニケーションは、この2年間の中でその面の進み等はあるかと思いますが、マスクを外した上での表情全体が見える大切さもあると思いますので、その点は私どもも気を付けながら学校と話をしていきたいと思います。ありがとうございます。

大塚委員

御報告ありがとうございます。先ほどの森委員のお話の中にも、子供たちによって受け止め方が違うというお話がございました。今までは水泳もなかなかできず、体育も厳しい状況でした。今年度は体育が可能になって、マスクも外すことが推奨されるような状況になったということで、子供たちも様々に変わっていく状況に対応するのは非常に厳しいです。あわせて、保護者の方も我が子がマスクを外したくないと言えば、もしかすると連絡帳に、「うちの子がマスクを外さないようにしてほしいと言うのでよろしくお願いします」と記載するかもしれません。その一筆が自分のクラスに届いたときにどうしたら良いだろうかと直面されると思います。

大事なのは、子供自身や保護者の方々が改めてコロナ禍の中での熱中症対策についての知識をしっかり持っていただく。そうすれば家庭内で、あなたの命を守ることだからマスクは先生の指示に従おうねとか、先生と話し合ってみようねとか、対応が少し変わっていくのではないかと思います。それから、マスクを外さ

ない生活に慣れている子供たちは、マスクを外すことに本当に抵抗があります。 その抵抗をどう乗り越えていくかといったときに、熱中症が死んでしまうことに どう直結しているか知る必要があります。私もずっと学校現場におりまして、熱 中症は症状が出始めてから子供たちがぐったりするまでの時間がものすごく速い と痛感してきました。それに対して、養護教諭をはじめ、どのように対応しよう かということで、凍らせたペットボトルなど、少ない予算の中で様々なものを準 備して対応もしてきています。

でも、やはり命に関わるというところでいくと、改めて教職員への啓発、保護者、それから子供たちの発達段階に応じた知識、啓発をもう一度丁寧に行って、教員が迷うことなく安心して体育の授業を実施できるようにぜひつなげていただきたいと思います。

あわせて、ガイドラインも、どこが改訂されたかが明確に伝わるような見え消しの資料による御支援もあったら良いかなと思います。要望です。よろしくお願いたします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。特に御質問がなければ、次に「新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育 企画部長 学校教育企画部長の石川でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応 に係る部活動等の取扱いについて」、御報告を申し上げます。詳細は所管の課長 から申し上げます。

根岸小中学校 企画課長 小中学校企画課長の根岸です。よろしくお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて」、市立学校の部活動等については、令和4年3月に神奈川県に対する「まん延防止等重点措置」の解除がされた後も、引き続き活動日数等を制限して、慎重に活動してまいりました。現在の市内及び県内の感染状況、また、県・関東・全国大会等の上位大会につながる公式大会・試合等の開催状況に鑑みて、5月下旬から活動の範囲を次のとおり変更しております。

変更内容については中段の表を御覧ください。活動日数については4日以内から5日以内に変更いたしました。活動時間はガイドラインどおり、特に変更しておりません。対外試合・合同練習につきましては、「市内での活動を可」から「県内での活動を可」といたしました。下に注釈が二つございます。一つ目の活動日についてですけれども、5日以内ということで5日が上限となっておりますので、各学校の実情に応じて設定することにしております。二つ目、「県外での活動を実施する場合は、当該活動が公式試合・大会等であり、当該競技・種目等の連盟・協会が主催し、実施に際して感染症対策が十分に講じられていることを事前に確認する」としております。

以下、ただし書となりますけれども、「部活動に起因して感染する事例が複数発生している状況を踏まえて、活動中だけでなく、活動前後の飲食、更衣等の場面での対策や十分な換気等、引き続き、感染防止措置を十分に講じたうえで実施します。」としております。マスクの取扱いについては、先ほど報告がありました横浜市立学校熱中症対策ガイドラインを基にして、熱中症対策を優先しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、「所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に1人でも陽性者が出た場合、部活動での感染拡大の恐れがないことが明らかである場合を除き、当該部の活動を3日間程度控えることを原則としてい

ます。」とあります。

なお書きとしましては、「『生徒にも教員にも持続可能な部活動』の実現に向けて、『教職員も生徒の活動時間に準じた勤務を基本とすること』等が新たに明記された横浜市立学校部活動ガイドラインの順守を改めて周知します。」報告は以上になります。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

木村委員

ありがとうございます。日数等々はこれで十分良いのではないかと思います。 確認ですが、体調不良、例えばちょっと頭が痛い、ちょっとおなかが気持ち悪い とか、こういった体調に対するしっかりとしたケアは当然、周知徹底されている わけですよね。

根岸小中学校 企画課長

健康観察の部分は前提として、家庭でも御自身でもということで確認しております。

木村委員

これから新型コロナウイルス感染症もそうですし、熱中症もそうですし、最近は頭部外傷等々で硬膜下血腫になるケースもあるし、ほんのちょっとの体調不良、痛いとか具合が悪いとか、このような体調変化を大事にすることが重要だと思いますので、ぜひこれからも周知徹底をよろしくお願いします。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

森委員

ありがとうございます。段々と活動の制限を緩和していくというこのフェーズにおいては、先ほどの議論とも重なりますが、「なぜこれが良くて、なぜこれが駄目なのか」という、教職員もですけれども、子供たちの納得感がすごく大事だと思います。例えば「変更後」の「県内での活動は可」でも、県外は資料の注釈2の場合以外は駄目となった今の理由がもしあればお願いします。

根岸小中学校 企画課長

ここにお示しして感染状況が落ち着いているとは申しましたが、なお高い状況で、1週間にしてみると600人前後の感染者数がある現状を踏まえると、全て緩和するという状況にはないと思っておりまして、一定の目途を設けていると考えています。

森委員

今後、更に半年後、1年後と考えていくときに、なぜ県外だとそのリスクが変わるのかも、段々いろいろな人たちとの対戦だったり交流だったりをしたくなっていくフェーズに入っていきますので、子供たちが「何でだろう」という疑問を持ちながら、「でも言われたからしようがない」とそれで自分を納得させるのではなくて、納得できる理由があるかないかというのもあるのですが、同時に示していかなければいけないのかなと思いながら読みました。

あとは、「感染拡大の恐れがないことが明らかである場合を除き、当該部の活動を3日間程度控えることを原則としています。」、これも何か具体例がありましたか。感染拡大の恐れがないことが明らかである場合の具体例がもしあれば教えてください。

根岸小中学校 企画課長

ありがとうございます。感染拡大がない場合は、例えば新入生と2・3年生が 別の場所で練習しているとか、完全に活動が異なっている場合も考えられますの で、そのような場合は全員が休む必要はないと考えています。

森委員

分かりました。ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

中上委員

今の関連で確認ですけれども、運動部はいろいろ議論されていますが、文化部のブラスバンド部などでは、南関東大会に選ばれるのは名誉だということで一生懸命取り組んでいますよね。県外の場合は、今一切取り組んでいないのですか。

根岸小中学校 企画課長 注釈 2 の公式試合・公式大会等に含まれると思いますので、それは参加という ことになるかと思います。

中上委員

やはりブラスバンド部の方などは、本当に熱心な学校だと正月を除いてコンクールに出るため一生懸命頑張っておられるわけで、技術も非常に上がりますし、本人たちの将来に非常に大きな影響とか自信にもなるでしょうから、そういう機会をなるべくいろいろな細心の注意を払った上で認めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかになければ、次に「ウクライナからの避難民の児童 生徒等への支援について」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育 企画部長 学校教育企画部長の石川でございます。「ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」、御報告申し上げます。詳細は所管課長から申し上げます。

根岸小中学校 企画課長 小中学校企画課長の根岸です。「ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」、御報告いたします。

まず「1 支援の現状について」です。教育委員会事務局としては、5月12日付で表題にありますような「ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」という通知を市立学校全体に発出し、「編入学のみならず、言語や学習面、心のケアなどの支援体制を整えています。」

「これまで、市立小学校で3人、市立中学校で1人、それぞれ編入があり、日本語支援拠点施設『ひまわり』での日本語指導や、日本語教室事業などの活用にもつながっています。」、「就学援助制度を活用し、無償を基本とした就学援助も並行して進んでいます。」

さらには、当該児童・生徒の日々の学校活動を支援するため、ウクライナ児童生徒サポーター、USSと称しておりますけれども、Ukraine Student Supporterを各学校に派遣しています。既存の国際理解教室外国人講師のウクライナ人3人の派遣に加え、日本語のできるウクライナ人を新規で3人雇用して、現在6人を派遣しております。更なる増員も予定しております。

「当該児童生徒の様子ですが、友達との交流が進み、授業中に発言をしたり、 運動会の練習に共に取り組んだり、さらには宿泊行事にも積極的に参加をしてい るとの報告を受けています。」

「2 ウクライナ避難民を対象としたイベントの開催について」ですけれども、横浜市国際交流協会の事業の一環として、ウクライナ避難民を対象とした日本語学習イベントを開催します。このイベントは、親子共に参加できる体験型の

ワークショップで、折り紙を使いながら、楽しく日本語を学べます。来場するようお声がけをしていますが、自宅等からのオンラインでの参加も可能としています。また、ウクライナ避難民の児童生徒が通学する小中学校関係者及び当該児童生徒を支援しているウクライナ児童生徒サポーターの参加も呼びかけております。

イベントの日時ですけれども、5月27日金曜日16時から17時半、場所はウクライナ交流カフェの「ドゥルーズィ」というところで開催する予定です。報告は以上になります。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

丁寧に様々な支援を講じていらっしゃることはすごく大事なことだなと思います。日本語支援拠点施設のひまわりがあって本当に良かったと、あの施設の役割は今回に限ってではありませんがすばらしい活動で、子供たちの安心できる生活に直結していると思っています。

その中で、更にウクライナ児童生徒サポーターの方々の配置ということで、母語で話せることがどれだけ大きな安心につながるか。きっと学校で自分一人だけ日本語が分からない中での日々の生活のストレスやプレッシャーは大きいと思います。それをウクライナ語で聞いたり話したりできる環境設定はすばらしいなと思います。自分もかつて学校にいるときは様々な通訳の方々にお世話になりました。通訳の方々は、横浜市の学校制度や、教育課程のことだとか資金面のことだとか、御存じの方もいらっしゃれば、そうでない情報不足の方もいらして、相当の御不安を抱えていらっしゃいます。このようなサポーターの方々への支援について、どのような支援があるか教えていただけますか。

根岸小中学校 企画課長

サポーターの方々については日々報告を頂いております。その中で、今、大塚委員が言われたいろいろな疑問だとか質問などにも答えるようにして、日々の活動の中で支援していくような状況にあります。また、国際理解教室の講師については、あらかじめ学校の状況がよくお分かりの方々でもありますので、横のつながりなども活用しながら、より効果的な支援ができるように努めてまいりたいと思います。

石川学校教育 企画部長

補足ですが、このサポーターだけではなくて、教育委員会事務局の指導主事を はじめとした職員も学校やサポーターの方と連絡を取りながら、時には学校に入 ったりして、協力して支援をしております。

大塚委員

ありがとうございます。なかなか現場職員も忙しくて、サポーターの方々も声を掛け辛かったり、どこに相談しようかなと思われることも多々あるかと思いますが、今、御説明いただいて丁寧な支援が行われていることを理解できました。引き続きよろしくお願いいたします。

四王天委員

とても迅速で丁寧な対応をされて非常によろしいと思います。取組はよろしいのですが、実際に通っていらっしゃる4人の方の状況とか様子とか、今どんな形で学んでいらっしゃるのかなどのリポートがもしあればお知らせいただきたいです。

企画課長

根岸小中学校 今の4人は大分学校での交流が進んできて、友達同士の交流も盛んになってき ていると聞いています。段々ほぐれる中で、授業中なども積極的に手を挙げて本 を読むとか、また、役員とか係決めのときにも積極的に係に立候補するとか、そ のような様子も見られると聞いています。また、これから今申し上げた運動会な どもある中で、そのような行事の練習にも積極的に取り組んだりとか、宿泊行事 もありますので、そのような行事にも宿泊を含めて参加していると聞いていま す。先ほどあったUSSの方々も寄り添いながらサポートしていて、気持ちの変 化なども御報告いただいておりますので、そのような様子もよく見ながら、石川 学校教育企画部長が先ほど申し上げたように、教育委員会事務局の指導主事も入 る中でしっかりと支援をしていきたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。今の段階では、すごく必要な支援を受けられている状 況をこの場で拝見してうれしいなと思っています。この先、もう少し経ってから の話になりますけれども、なかなか母語ではない国に住んで勉強していくとき に、教えてもらうとか支えてもらう機会がすごく多くなります。その国のことを 知りたいという気持ちも同時にありますが、支援されっ放しだと時々苦しくなる ときもあります。例えば日本語学習イベントという形で日本の折り紙を知ること ももちろん良いのですが、段々慣れてきたらその子たちが例えばウクライナの手 仕事を教えるとか、そのようなお互い教えたり教わったりという場面が増えてい くと良いだろうなと思いました。そのため、このような親子で楽しめるイベント はすごく良いと思いますし、もし今後、1回でなく2回、3回と続けるのでした ら、そして御本人たちも取り組んでみたいなという気持ちがあれば、そのような ことも御検討いただけると良いのかなと思いました。

四王天委員

今の森委員の意見と関連しますが、これからはウクライナの子供たちのために というよりも、子供たちと共にという形で様々なことを行っていく必要があるの かなと思います。ぜひ積極的な形で共にどうするかということを考えていければ なと思います。以上です。

鯉渕教育長

御意見ということで。ほかによろしいでしょうか。

ほかになければ、「登下校時の交通事故防止に向けた取組について」、所管課 から御報告いたします。

石川学校教育 企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「登下校時の交通事故防止に向けた取 組について」、御報告いたします。詳細は所管課長から申し上げます。

須山学校支 援•地域連携 課長

学校支援・地域連携課長の須山でございます。資料を説明いたします。「登下 校時の交通事故防止に向けた取組について」を御覧ください。

- 「1 趣旨」でございますが、「令和3年5月18日に通学路を下校中であった 小学2年生が交通事故に遭いお亡くなりになった事故について、学校保健審議会 学校安全部会令和3年度第三部会において詳細調査を実施してきました。この 度、詳細調査が終了し調査報告書の提出を受けました。今後、部会において取り まとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校向けに再発防止に向けた注 意喚起を行うとともに、学校安全研修や職員ポータルページを通じて周知を行い ます。」
- 調査の概要」を御覧ください。「部会委員」は、学校安全の専門家、弁 護士、保護者代表、大学教授の計4人です。「開催状況」は、令和3年11月から

令和4年3月まで計3回部会を開催いたしました。「調査内容」は、委員による 現地訪問、当該小学校への聞き取り、交通事故統計の調査等を通じて、本件事故 に係る課題を把握し、提言をまとめました。

- 「3 調査結果の概要」を御覧ください。「(1)調査結果」です。「ア 当該小学校への聞き取り内容」です。「(ア)安全教育(交通安全)」は、警察、交通安全協会との連携による交通安全教室の実施、年複数回の交通安全指導の実施。PTA校外委員会が作成した「安全マップ」を活用した授業の実施。「(イ)登下校時の見守り活動」は、従来の見守り活動に加えて、保護者に対して月1回程度の登下校時の見守り協力依頼。町内会による下校時の見守り強化でございます。
- 「イ 教育委員会事務局及び関係機関の対応」です。「(ア)安全教育(交通安全)」は、学校安全研修(年3回)を通じて、交通安全に関する情報共有。教職員がローカルネットワーク上で随時、交通安全に関する資料を閲覧できる環境整備をしました。「(イ)通学路及びスクールゾーン」です。ハード面は、令和3年8月25日工事を完了いたしましたが、歩行者への安全対策として、車道を狭める位置に新たに防護柵を設置し、車の速度抑制と歩車分離。歩行者及び運転者への注意喚起として、あんしんカラーベルト、路面標示、ラバーポール等の設置をいたしました。ソフト面につきましては、交通安全教室の実施、車の減速を促す看板等の設置、町内会掲示板へのポスター掲示等。警察が登下校時のパトロールを令和3年9月初旬まで続けました。
- 「(2)調査により把握した課題」でございます。3点ございます。「ア 安全教育(交通安全)に関する課題」です。事故統計から、登校時より下校時の交通事故が多く、低学年の児童が事故に遭う割合が高く、低学年の歩行中の安全教育と事故防止に力点をおいた取組が必要である。次のページを御覧ください。事故統計につきましては、後ほど報告書の中で詳細を説明いたします。続けます。「イ 交通安全に社会全体で取り組む課題」です。日常生活において安全教育に資する行動を体得し実践していくために、社会全体で交通安全のルールを意識して行動することが求められる。「ウ 通学路の交通安全に関する課題」です。登校時と下校時の見守り活動の内容や頻度に差が生じている。見守り活動の担い手の確保や活動の工夫が必要である。
- 「(3)事故防止への提言」です。これは全市立学校向けの提言でございます。課題を踏まえて提言が三つございます。

「提言1 安全教育(交通安全)をより一層推進するために」です。学校における安全教育(交通安全)は、全学年を対象に実施するのが基本である。その上で、統計的に「低学年の児童が事故に遭う割合が高い」という課題が見られることから、1年生に限らず2年生についても安全教育(交通安全)の充実を図り、継続的に実施していくことが望まれる。また、下校時の事故の発生件数が多いことを児童が認識できるようにするとともに、下校時の交通安全の意識を高める教育が望まれる。

「提言2 社会全体で交通安全への意識を高めるために」です。子供たちが安全意識を高めて安全行動を実践していくために、社会全体で交通安全の意識を高め、子供たちの模範となる行動を取ることが大切であることを、学校が様々な機会を通して呼びかける取組が期待される。また、自動車・バイク・自転車等の運転中及び歩行中に交通ルールを守るように、学校がPTAや地域、関係機関と連携して、大人の交通マナーを啓発することが大切である。

「提言3 学校・保護者・地域が連携した見守り活動を持続可能なものにするために」です。保護者や地域と連携しながら見守り活動を継続していくために、

学校は、これまでの組織的な取組だけでなく、個人の都合に合わせて見守り活動ができることを地域や保護者に改めて周知すべきである。また、学年単位で各学級の下校時刻を予定どおりに合わせることの意義を教職員が共通認識し、児童が同じ時刻にまとまって下校する体制を整える工夫も考えられる。

- 「4 提言を踏まえた再発防止策の例」でございます。「(1)安全教育(交通安全)の推進について」です。すでに各校で1年生を対象に行っている「交通安全教室」のような指導を2年生でも行う。車や自転車に乗る人から子供たちがどう見えているかなど、「運転者からの子どもの見え方」を知り、低学年のうちから危険を認識できるようにする。生活科等で実施している「まち探検」など校外学習を行う際に、事前の安全指導だけでなく、危険が想定される実際の場所で安全指導を行う。
- 「(2)社会全体での交通安全の意識の醸成について」です。主に長期休業前に学校だよりの「お知らせ」欄に掲載している「交通安全の呼びかけ」の回数を増やす。例えば、月ごとにテーマを変えてお知らせする。交通安全教室(道路歩行・自転車)の実施の際、手伝いの保護者だけでなく多くの保護者が参観できるようにし、学んだことを家庭でも実践できるよう協力を呼びかける。
- 「(3) 持続可能な見守り活動の推進について」です。下校時刻を保護者に伝える際、個人での見守り活動を促す発信をする。学校だより等での定期的な発信のほか、メール配信で不定期に発信することで、意識を高めることも考えられる。

続きまして、詳細調査報告書についてポイントを御説明いたします。表紙をおめくりいただきまして、1ページから「1 事故の概要」、「2 調査委員会の設置」、「3 調査委員会の概要」と続きまして、それが2ページまで続きます。2ページの下段に「4 調査委員会による詳細調査の方法と内容」がございます。3ページの「5 調査結果」につきましては、「(1)当該小学校への聞き取り内容」に、事故前からのこの学校での取組が記載されておりまして、4ページを御覧いただくと、「事故発生時」の学校の対応が入っております。5ページに「事故後」、当該校でどのような取組をしてきたかがございまして、6ページを御覧いただきますと、「(2)当該小学校への聞き取り内容に関する調査委員会の見解」、そして、「(3)教育委員会事務局及び関係機関の対応」ということで報告しております。7ページに先ほど説明いたしました三つの課題がございまして、7ページの最後に「7 事故防止への提言」ということで、三つの課題を踏まえて8ページ、9ページにかけて提言が三つ、そして、その提言を踏まえた具体的な取組例を記載しております。

最後に10ページを御覧ください。「8 参考資料(事故統計)」でございますが、神奈川県警察本部から統計資料を取り寄せ、分析いたしました。

- 「(1)時間帯別、歩行中の小学生の交通事故のうち、目的が登下校中のものの死傷者数」、令和元年です。登校時は7時台・8時台で7件、下校時は14時台が14件ということで確認しました。
- 「(2)年齢別(6歳~11歳)の発生時間帯別死傷者数(歩行中)」ということで、こちらは登下校に限らず日常生活も含めた統計でございますけれども、御覧いただきたいのは縦列の7歳・8歳の合計欄で、それぞれ7歳が35件、8歳が22件で、横の列の14時台・15時台は、14時が26件、15時が21件ということで、統計上はこの時間帯の発生が多いことが明らかになりました。

最後に、口頭で補足させていただきます。この詳細調査につきまして、事故に 遭われた児童の御遺族に御説明いたしました。御遺族の御意向として、事故の再 発防止のためにこの詳細調査を役立ててほしいというお話がございました。その 御意向を踏まえて、5月18日に横浜市ホームページに詳細調査報告書を掲載しております。あわせて、同じ5月18日に、先ほど説明しました提言を踏まえた再発防止策の例を示しながら、各学校に対して再発防止に努めるよう、通知をいたしました。説明は以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

御報告ありがとうございます。特にポイントの概要だけでなく、実際の公表版の報告書の内容についてもポイントの説明をありがとうございます。これまでも事務局、学校現場は、交通安全について非常にいろいろな外部の関係機関の御協力も得て、すごく熱心に取り組んでいただいているわけですが、今回の事故を踏まえて、また改めて専門家による調査と提言までまとめていただいたことは非常に意味のあることだと思います。

1点、私から意見といいますかお願いがあるのですが、提言3にありますよう に、学校と保護者、警察等の交通安全の関係者は当然のこと、あと地域との連携 ですよね。提言3にあるように、私の聞いた話では、地元の地区連合町内会長さ んが、もう二度とこういう事故を起こしたくないので地域を挙げて応援したいと いうことで、本当にありがたい取組をしていただいているわけです。ただ、ちょ っと聞いた話の中で、一つは新型コロナウイルス感染症対策の影響があって分散 登校だということで、登校のときは良いのですが、下校時はどうしてもばらばら になります。10ページの最後の説明にもありましたように、魔の14時といいます か、しかも7歳。ここは統計的にも非常に事故が多いですよね。ですから、ここ をポイントに置いて、地元の町内会も動員したシフトを組んでいるわけです。そ のときにお願いは、コロナ禍で仕方がないのですが、急に下校の時間帯が変わる こともあると思います。地元の町内会としては、シフトを組んでお願いするわけ ですから、早めに連絡しなければいけません。ですから、実施していただいてい ると思いますが、変わった場合には、なるべく早めに時間が変わったこととか、 低学年だけでなく高学年の子も一緒に下校しているとか、そういう細かな情報を 地域にも流すと、更に地域でも協力を濃くしていただけると思いますので、そこ はお願いということです。以上です。

須山学校支援・地域連携 課長

どうもありがとうございます。地域との連携と下校時の注意ということでお話がございました。まず、当該校におきましては、下校時は学年ごとに校庭に集合して、そろった学年から下校するように工夫しています。このような工夫例を全ての学校にお知らせして、自校でも取り組んでもらえるような検討ですとか、そのような取組を続けていく必要があるのかなと思っております。

また、地域等の連携でございますけれども、当該校におきましては、ありがたい話で町内会に御協力を頂いておりまして、下校時に毎日交差点付近で見守りを強化していただいたり、あるいは別の町内会でも学校付近の危険箇所で曜日を決めて見守り活動を行っていただくというような御協力がございます。横浜市内の各学校はそれぞれ学校の事情、地域の事情が異なるために、同じような取組は難しいかもしれませんが、このような取組例を紹介しながらしっかりと自分の学校でどうすべきかを考えていくようなことを続けていきたいと思います。ありがとうございました。

中上委員

この件に限らず、前にたまたま私が国会を聞いていましたら、八街市のときだと思いますが、文部科学大臣が全国の学校の危険箇所について点検を指示してい

ると答弁されて、それを聞いて横浜市も点検されたとお聞きしました。今、須山 課長がおっしゃったように、この学校は一生懸命、再発防止に取り組んでいただ いていますが、ほかの学校も今回の再発防止の提言を共有していただくような広 報等もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

御遺族はこの調査を今後にぜひ生かしてもらいたいということで、それを厚く受け止めて教育委員会も取り組んでいかなければいけないなと思いました。子供たちに向けての安全教育が重要と思います。ここに書かれていることは全て重要なことだと理解いたします。なおかつ、登校よりも下校時の安全をどう図るか。本当にこれは難しい問題で、例えばコロナ禍の中で昇降口が混雑しないように、下校時刻の違う学年同士の下駄箱を近づけて昇降口での密集を避けるとか、できるだけずらして取り組んできました。今回、子供の安全という面で考えていけば、同じ学年で同時刻に帰るような取組もまた重要になってくるので、現場はものすごく御苦労されると思います。

そんな中で、子供たちも自らの命を自ら守るという視点で、横浜市では通学路に関して生活科や総合的な学習の時間で、授業の中で子供たちが自らの通学路を知るとか、安全な登下校について考えるような取組が多々あると思います。改めてそのような取組を発信するなり、ホームページ等でジャンルを見やすくしていただいて、様々な学校が生活や総合的な学習を中心として、子供自らが安全教育を受ける側でありつつ、安全について発信する、学んでいく、そのような学びを増していくことも取り組めるのではないかと思います。また、ハマ・アップとかの協力を頂くことも一つだと思いますが、取り組んでいただければと思います。以上です。

須山学校支援・地域連携 課長 御意見ありがとうございます。一例を紹介いたしますと、当該校では先ほど報告書で説明しましたとおり、校外委員会が中心になって安全マップを作成しております。次の段階として、大人が作った安全マップを今度は授業で活用して、子供たちがこのマップを見て、ここの箇所が危険だとか、ここにも危険があるというように、子供たちの意見を反映した子供たちの安全マップを作り上げていくような取組がございます。お話にございましたとおり、そういった好事例を自分事として各学校の先生方に意識していただいて、その気持ちが子供たちに伝わるような流れを作っていければと思います。ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

森委員

ありがとうございます。御遺族の方がこの報告書も含めてぜひ今後に生かしていただきたいというお気持ちでお話をされていることを重く受け止めて考えなければいけないと思っています。当該校は地域の皆さんの御協力もPTAの皆さんの御協力ももともとすごくあった中で、それでも起きてしまった事故と思うと、更にこのような提言がなされているときに、提言が提言で終わないようにするにはどうしたら良いかと考えなければいけないと思います。

そうしたときに、当該校だけではなくて横浜市全体として、ここに書かれているような地域の協力、保護者の協力は本当に大事だと思いますが、従来のやり方でこの先10年、20年取り組んでいけるか、それで本当に成り立つだろうかということも同時に考えなければいけないと思います。地域差がある話なのでもちろん

一概には言えませんが、自治会の加入率ですとか、加入しない方も増えてきていたりですとか、保護者の中でも働いている方が非常に増えていて、朝の旗振り当番では下の子を連れていけないので、その預け先を確保して仕事も調整して旗振り当番に行ってと、みんなでシフトを回している学校も多いです。それがとても大変だという声をお聞きすることが増えていて、そういったときに、特に下校時に保護者のお力添えを頂くことはなかなか簡単ではないかなと思っています。

そして、統計上は14時ですけれども、どの時間帯にもやはり発生してしまっていますし、子供たちはいろいろなルートで家に帰ってきますので、その中でどう対応するのかを考えたときに、もう少しいろいろな機関との連携を考えていかなければいけないのかなと思います。もう既に取り組んでいらっしゃる地域もあると思いますが、区社会福祉協議会ですとか区民活動センターで、地域でボランティアをしたい方の御登録がたくさんあると思います。その中でも自宅の近くで、無理のない範囲で、かつ、団体に所属せずに活動したい方もある程度いらっしゃるのではないかと思います。そのような方が活躍できる一つの場として、自分のお散歩ルートでこの時間帯に意識的に回っていただけるとすごく助かるということが、学校からのメッセージとしてそのような機関に届いていると、もうちょっと連携して一緒に意識的にチラシを作れないかとか、何か動ける部分も出てくると思いますので、従来の形のみならず、いろいろな形の模索をしていくことがこの事故を生かしていくことにつながっていくかなと思いました。もう既にそのような取組があれば教えてください。

須山学校支援・地域連携 課長 御質問ありがとうございます。審議会で今、森委員がおっしゃったことと同じヒントを頂いていまして、提言3でも個人の都合に合わせて見守り活動ができることを周知すべきだということですが、審議会の委員からこの例で挙げられたのは、子供たちが下校するときに、通学路沿いの御自宅の門で見守るだけでも十分な見守り活動になるということをもっとPRしていったらどうかという話もございました。あと、今回、御報告した内容は交通安全に関することですけれども、前々から言われていますとおり、社会に開かれた教育課程を実現するためには、地域や関係の皆様と共に学校が一体となって子供たちを育てていくという趣旨からして、ますます地域の皆様に学校に関わっていただく必要性があろうかと思います。そのようなことをしっかりと市民の皆様にも御理解いただけるように引き続き取り組んでいきたいと思います。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和3年度の取組状況について」、所管課から御説明いたします。

近藤人権健康 教育部長 人権健康教育部長の近藤でございます。「『いじめ重大事態に関する再発防止 策』令和3年度の取組状況について」、御報告させていただきます。内容につい ては所管課の宮生課長からお願いします。

宮生人権教 育・児童生徒 課長 人権教育・児童生徒課長の宮生です。よろしくお願いいたします。「『いじめ 重大事態に関する再発防止策』令和3年度の取組状況について」、御報告いたし ます。お手元のA3判の資料を御覧ください。平成29年3月に公表した「いじめ 重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組につい て、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体と なって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の二つの視 点で令和3年度の取組状況を報告します。

まず、「1 学校の取組」を御覧ください。「(1) 『学校いじめ防止対策委 員会』による組織対応の徹底」です。令和3年度のいじめ認知件数は、暫定値と なりますが、右下のグラフにもあるとおり7,524件となり、前年度に比べ1,996件 (36.1%) 増加しました。いじめ防止対策推進法において、いじめは本人の主観 的な判断に依拠して定義されています。そのため、国は、「いじめの認知件数が 多い学校は、解消へ向けた積極的な取組がなされているという肯定的な評価をす る」と示しています。本市の令和2年度の児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件 数は、全国平均を下回っており、より積極的な認知を要していると考えていま す。令和3年度に認知件数が前年度に比べ大きく増加した理由の一つとして、 「積極的ないじめ認知に向けて」というテーマでより実践的な校長研修を区ごと に行ったことがあげられます。各学校が校長のリーダーシップのもと、「学校い じめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果と考えられます。今後も 早期解決につながるよう積極的に認知し、組織的対応の強化に取り組んでまいり ます。いじめ重大事態調査については、令和3年度は調査報告がまとまった1件 について、公表ガイドラインに基づき調査結果を公表しました。「学校いじめ防 止対策委員会の効果的な実践例」と、「学校いじめ防止対策委員会組織図」は後 ほど御覧ください。

続いて、「(2)いじめ再発防止のための教職員研修の実施」です。各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果の公表版を活用した各学校での校内研修の実施を周知し取組の点検へつなげ、実効的な防止を図りました。また、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のためeラーニングとオンライン交流会とを実施し、この内容を踏まえて各学校において人権研修等を行いました。道徳教育推進教師研修では、いじめ防止につながる内容項目の確認と授業実践例の紹介を行い、各学校でいじめ防止につながる内容項目での授業を年間計画に位置づけ、実践していくように周知しました。それぞれの具体的な内容については、以下に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、「(3)子ども主体のいじめ未然防止の取組」です。「横浜子ども会議」では、新型コロナウイルス感染症拡大のため、残念ながら令和3年度も区交流会は中止となりましたが、各校での取組は継続を図りました。左下に、「オンラインでの話合いの様子」について写真を載せています。「『だれにとっても』居心地のよい学校づくり」をテーマに、中学校ブロック単位で年間を通じて取組が実施され、保護者や地域とともに「いじめの未然防止」について話し合いを進め、地域全体での取組に発展させているところです。中学校ブロック子ども会議では、「お互いのいいところを見つける」「声をかけ合う」「一人の人を大切にする」等の意見交換がされました。右上に、「中学校ブロックでの取組の様子」について、一例として写真を載せています。

続いて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)の活用推進」です。GIGAスクール構想により、子どもたち向けに一人一台の端末と通信ネットワークの環境が整いました。端末を使って、子どもたちが安心して自分たちの学びを広げられるように、Y-Pを活用した「『絆を感じよう』〜糸で繋がるインターネットの世界〜」という実践を行いました。目に見えないインターネットの世界を「糸」を使って可視化し、糸の振動から自分の発信が一瞬にして多くの人に届くことを体験した後に、端末やインターネットの使い方について、みんなで話し合いました。これは、互いの「つながり」や「相手」を意識することを目

的としており、子どもたちは、全員と糸でつながった瞬間「わあ」と歓声を上げ、人とのつながりの良さやあたたかさを実感していました。この実践は専任会を通じて全小学校へ共有し、多くの学校で実施されました。以下に「活動の様子と感想」を載せていますので、後ほど御覧ください。

裏面を御覧ください。「2 教育委員会事務局の取組」です。「(1)学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援」ですが、「指導主事による支援」では、学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。以下に、「いじめに関する検討・対応件数」の表と、「学校担当指導主事とSSWによる支援例」を載せておりますので、後ほど御覧ください。

「スクールソーシャルワーカー(SSW)による支援」ですが、SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発の防止等を図っています。令和3年度は、SSW1名が担当する中学校ブロック数を3中学校ブロックまでとすることで、1校あたりの滞在時間を延ばし、チーム学校の一員として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に取り組みました。また、学校生活あんしんダイヤルで受け付けた相談のうち、151件を学校教育事務所に引継ぎ、SSWを含めた課題解決支援チームとして支援を行いました。以下の「学校生活あんしんダイヤルによる支援例」は後ほど御覧ください。

「法律の専門家による支援」では、法律的な視点からの解決が必要な場合に、 積極的に弁護士による法律相談を活用し、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学 校運営の支援に寄与しています。

続いて、「(2)学校では解決困難な事案に対する『緊急対応チーム』による支援」です。いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局に設置しています。学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってまいりました。毎週開催する緊急対応チーム会議には統括スクールソーシャルワーカーが参加し、福祉的な側面からの支援を強化しています。令和3年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は32件であり、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は28件でした。右上に「緊急対応チーム取扱件数」の内訳をグラフで示しています。

「(3)児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備」ですが、教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を129校で実施しました。学級担任同士が、日常的に他の学級の児童と関わり、学級担任だけでは気付きにくい変化に気付くことができたり、初期での対応が充実したりするといった成果が表れています。児童からは、「相談できる先生が増え、安心して過ごすことができる」という声が上がっており、いじめの末然防止につながることが期待できます。令和7年度までの小学校全校実施を目指して、今年度もさらに推進校を拡大し、188校で効果検証を行います。下に「児童アンケート」の一部を載せています。

最後に、「着実な取組に向けて」、これまで力を入れてきた活動の経過を報告します。まずは、「いじめ防止市民フォーラム」の開催です。横浜市いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、12月に「いじめ防止市民フォーラム」を横浜市役所1階アトリウムにて開催しました。前年度に策定した「いじめ防止に向けた提言」を受け、今年度は、市内学校及び関係機関が具体的な取組を進めてきまし

た。フォーラムでは、市立学校の代表校や関係機関の代表が集まり、ブースごとに分かれてパネルディスカッション形式で取組を発表し合いました。また、関係機関からの「子どもたち向けビデオメッセージ」を制作し、子どもたちだけでなく、大人も主体的にいじめの未然防止に取り組んでいる姿を発信しました。右に「いじめ防止に向けた提言」を、左に「当日の様子」を写した写真を載せております。

次に、「人的配置の推移」として、「児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充」を進めてきました。平成29年度の40校配置から始まり、毎年着実に増やし、令和4年度は290校まで配置できました。なお、具体的な児童支援専任教諭のもたらす効果や役割については、右の枠内に記載しております。配置前と比べ、いじめの認知件数が増加し、いじめをはじめとした問題行動の実態把握及び早期発見・早期解決に大きな効果を上げ、子どもの安心感につなげています。また、特別支援教育コーディネーターも兼務しているため、配慮を必要とする児童への支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動が生じた場合に担任が一人で抱え込むことなく組織的に対応できるなどの効果もあります。

説明は以上でございます。引き続き学校、教育委員会事務局は、区役所や関係局とも連携して再発防止に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

取組状況についての御報告ありがとうございました。今ずっと御報告を聞いていて、各項目に実践例が書いてありますので、内容を具体的にイメージできて、私はとても理解しやすかったなと思っております。こういう実践例は、やはり現場にとっても大事ではないかと感じました。

質問させていただきたいのですが、教職員の人権意識、人権感覚がいかに重要かということは、これまでもこのような場でお話をさせていただきました。こちらにも人権研修のことに少し触れられていますが、教職員の人権感覚、人権意識を高めるための取組として、研修も含めてどのような取組がほかにもあるのか、そこをまず伺いたいと思います。

宮生人権教 育・児童生徒 課長

まず、人権研修の全体像としましては、4月の初めに人権教育推進協議会の総会、これは全校の校長と推進担当者が集まって実施しており、今年度の人権研修のポイントとなること、また、今までどのようなことが課題となっていて、どういうことを強化していかなければいけないかを、まずは発信しております。

それから、年間を通じて人権教育実践推進校におきまして、地域ごとにある課題、または学校で考えてきた課題について、それぞれ話し合い、実践につなげ、「だれもが安心して豊かに」という学校づくりを進めてきております。それぞれの教科の領域等にも人権尊重の精神を基盤とする教育が浸透するように、今年度は特に強化してまいりたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。特に全校の校長がお集まりになる総会での発信はとても意味がありますし、地域に設置されています実践推進校の取組の発信がやはり 非常に重要だと考えます。

最後にもう1点ですが、Y-Pの活用で、二つ目の未然防止は非常に重要だと思います。その中で、Y-Pが活用される質的な意味で、どのように各学校が質の高いY-Pを実践できるのかがすごく重要だと思います。そこについての何か

取組があれば、教えていただきたいと思います。

宮生人権教 育・児童生徒 課長 横浜プログラムは、各学校の子供たちの実態に応じて課題となる社会的スキルの育成を教育課程に位置づけて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全ての教育活動に計画的に組み入れることのできる取組です。まずは教科の授業において、横浜プログラムの進め方を意図的・意識的に取り入れることによって、各教科のねらいも同時に達成することができますので、子供の社会的スキルを育成して、お互いを認め合うあたたかな学級風土を醸成していくことが可能になります。様々な研修で発信しておりますが、具体的には、Y-Pの指導者養成研修を強化しております。平成30年度は50名の募集に対して62名の受講者を迎えましたが、今年度はかなりそれが浸透してきまして、多くの学校が受講を申し込んでおりますし、実践推進校の取組もこれから各学校に発信してまいりたいと思います。

大塚委員

ありがとうございます。認知度が高まっているからいじめの数値が大きいということも大事なところだと思いますが、それにしても、いじめが減っていくことは本当に望むことであるにも関わらず、数値がなかなか厳しい状況にあることを考えますと、このような取組の一つひとつをいかにきめ細やかに実施していくかが重要になってまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

「横浜子ども会議」のところの文章の「『だれにとっても』居心地のよい学校づくり」は一番の基盤だと思います。ある人に居心地が良くてもある人には駄目なのではなくて、こういったことをテーマにして子供たちがお互いの良いところを見つける等々書いてありますけれども、今、組織の中で活力的に、あるいはみんなが取り組むためによく言われるのは、心理的安全性を確保すること。つまり、変なことを言ったとか誰々がこうしたではなくて、その場で誰もがいろいろな発言をしていろいろな活動をしても、良いところをみんな見取ろうとするといった心理的安全性の確保が、やはり教員あるいは学校全体を考える管理職に望まれると思いますので、その徹底が必要かなと思います。教育委員会も、鯉渕教育長がしっかり心理的安全性を確保してくれていますから、好きなことを言えます。このような場が学校現場、クラスでも必要だと思いますので、ぜひそのような試みを先生方あるいは管理職にしっかり考えていただければなと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかに御意見はございますか。

中上委員

幾つかありますが一つだけにしますと、学校の取組の「(2)いじめ再発防止のための教職員研修の実施」にもありますけれども、特にお願いしたいのは、時間があった場合の対応ですが、校長先生だけではなく、副校長先生とか管理職の方がいらっしゃいますけれども、学校管理職の学校経営マネジメントを研修や校長会等で、しっかりと伝えてほしいです。初期対応の間違いで保護者の信頼をなくすと、その後非常にエネルギーを使うわけです。信頼も損ないますし、最初の対応を間違えないように、しっかりと学校の管理職に報告させ、対応も相談しながらチームとしてちゃんと対応することが、後々に説明責任につながるわけです。しっかりと対応したという説明責任にも大事になってきますので、ぜひリス

クマネジメントの部分をチームとして、学校として取り組むことの大切さ、経営マネジメントの要素として、それをぜひ校長会で徹底していただきたいなと思います。以上です。

鯉渕教育長

御意見ということですね。

森委員

取組の御報告ありがとうございます。いじめが起きにくい教室、学校はどんな 要素がそろっているとお考えですか。

宮生人権教 育・児童生徒 課長 やはり互いの違いを認め合えることと、先ほどの木村委員の意見にもありましたように、自分の思いを伝え合えて、それがあたたかな風土になっている。そういったことがまず学級にはとても大事なことだなと思っています。

森委員

そこは同じく思います。これだけいろいろ並んでいる中で、どれも大事ですけれども、何が大事かといったときに、先ほどの大塚委員の話にもありましたように、横浜プログラムのような、これに限らずですが、量的にも質的にも時間をどのように割いているかが大きいのかなと思います。子供たち同士のコミュニケーションの量と質が今不足していることの表れでもあるのかなとも思っていて、大人同士もあると思いますが、話していないと何でそういう言葉を言ったのか理解しないまますれ違っていくとか、言葉とか態度の背景を知るところまで行き着かないので、やはり表面的なところでのけ者にするとか関わらないようにするとかというようになってしまうことがあると思います。そういった時間の確保とか質の確保を、横浜プログラムなどで意識的に取っていくことが本当に大きなポイントなんだろうなと今回聞いて思いました。これはコメントです。

あとは、実際にいじめが起きてしまったときに、教職員の方が一人で対応しないということだと思います。それが起きにくい環境をどう作るか。現状として教職員の方に保護者が訴えても先生一人で解決しようとしてしまうということが多々起きていると思いますので、事案が保護者から出てきたら、その情報を閉じにくくするにはどうしたら良いか。先生としては何とかしたいという気持ちが働いてしまうと思うので、それが起きにくいようにするにはどうしたら良いか、チームで対応といってもまだまだ課題があるので、その仕組みから考えていただければなと思いました。

宮生人権教 育・児童生徒 課長 今の御意見を参考に、そのような取組が学校でしっかり行われるように取組を 強化してまいりたいと思います。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

四王天委員

前回もいろいろ管理職の責任だとか在り方だとか、お話ししました。全体を通してのお話ですが、いじめの取組をした成果がどうなったら表れるのかなと思います。7,524件は非常に多くて、これは今までの学校の隠蔽的な体質から、少しオープンにして正直にみんなで取り組もうということの表れと捉えていますが、何をもって取組が良くなってきたかと考えたときに、いじめゼロは考えられないな、ゼロにすることはさすがに難しいな、そこにまた、教育の関わりというものが出てくるのだろうなと思います。いじめがあるから教育の関わりが必要になってくると思います。ただし、皆さんの途中経過での取組があって、それがすごい

実績になって表れてきていると思いますが、取組をした成果として最後に重大事案までに発展しないことをぜひ心がけていただきたい。いじめはどうしても起きるものですが、最終的に致命的な重大事案の件数が増えないこと、減らすこと、重大事案ゼロだけは目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

御意見ということで。ほかにいかがですか。よろしいですか。

特になければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第11号議案 「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」を所管 課から御説明いたします。

古橋教職員人 事部長

教職員人事部長の古橋でございます。教委第11号議案「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」を御説明いたします。改正の内容につきましては、課長から御説明いたします。

森長教職員人 事課長

教職員人事課長の森長と申します。どうぞよろしくお願いします。お手元の資料で、11号議案はクリップ留めになってございます。クリップを外していただくと、後ろに説明資料を1枚付けさせていただきました。そちらと議案を比較して御覧いただければと思います。

まず、「1 提案理由」でございます。「『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』の施行及び国や本市総務局の懲戒処分の指針改定、加えて教諭による児童らに対するいじめ・虐待事案を受け、『横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針』を一部改正する」ものでございます。なお、具体的には議案の3ページ以降に新旧対照表を載せており、そちらを後ほど1個1個説明させていただきますので、よろしくお願いします。

主な改正点としては4点ございます。まず1点目の「(1)わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等」についてでございます。議案8ページを御覧いただけますでしょうか。新旧対照表になっております。現行の指針では、児童生徒に対するわいせつ事案は免職、18歳未満の者へのわいせつ事案については停職または免職として、運用上は全て免職にしてまいりましたけれども、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の趣旨を踏まえて、18歳未満の者も含めて全て免職のみという形の今回の改正案でございます。また、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントについては、減給から免職までの量定だったものを一つ上げて停職から免職に厳罰化したいと考えております。これが1点目でございます。

2点目の「(2)公文書の不適正な取り扱い」の追加でございます。ページが前後して恐縮でございます。5ページをお開きください。国や総務局において項目が追加されていることを受けて、今回の改正に合わせて項目を新設させていただきました。量定は戒告から免職でございます。

続いて、3点目の「(3)不適切な事務処理」についてでございます。9ページを御覧いただければと思います。「(5)公金・物品取扱い関係」の「カー不適切な事務処理」については、昨年度の不祥事の状況等を踏まえまして、戒告から減給だったものを、市長部局と合わせて戒告から停職、重いほうに変更いたしました。同様に、同じページの「(6)その他の公務外非行関係」の「キー詐欺・恐喝」についても、減給から免職だったものを、停職から免職に量定を変更しております。

- 4 点目の「(4)教育公務員として不適切な行為等」についてです。 7 ページ

をお開きいただければと思います。「(2)教育公務員として不適切な行為」を 御覧ください。教員による児童生徒へのいじめ等又は悪質若しくは常習的に不適 切な行為があった場合に、判断基準をあらかじめ明確にしておくため、分かりや すい表現とするよう、文言の整理をさせていただきました。また、学校事故等に 関して、故意または重大な過失により適切な処置を怠った場合も、米印のところ を追加しております。

以上が今回の主な改正内容になります。

なお、今回の改正に当たりまして、ただいま御説明した内容のほかにも細かい文言、具体的には3ページをお開きいただくと、最初の「児童・生徒」を「児童生徒」という表現に改めてあるとか、「2 基本事項」の「(1)基本事項」の⑥で、従前は「不適切行為若しくは違法な行為」と書いてありますが、それを「非違行為」という表現に統一するといった細かい文言の修正をしております。説明は以上になります。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

このように処分が重くなっていくことについては異議なしです。新旧対照表の5ページの「業務データ等の不適切な管理」についてですが、この先数年間を考えるときに、いろいろな働き方が教職員の方も含めて広がってくると思います。そのときに運用が固すぎにならないような運用の自由度というのでしょうか、在宅でとか、運用されていくようにお願いしたいなと思いました。

鯉渕教育長

御意見ということでよろしいですか。ほかに何かありますか。

森長教職員人 事課長 ありがとうございます。教職員人事課長の森長でございます。教員の働き方を 絞るためのものではなくて、業務データの取扱いに関する基本的なルールを逸脱 するような事案がもし発生した場合に適用するものでございますので、そのあた りは御安心いただければと思います。よろしくお願いします。

鯉渕教育長

ほかにいかがですか。

大塚委員

ありがとうございます。文部科学省でも令和4年3月18日に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針が出されました。今回の主な改正内容の「(1)わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等」ということで、教職員による子供への性加害を根絶させることが教育委員会の使命だと思います。そういった部分で、この改正は本当に必要なことだろうと私も思っております。

ただ、この文部科学省の指針を読んでいきますと、校内で教職員が児童生徒に対して行っていることを把握できたとしても、同僚性であったり関係性の中でそれを伝えることは非常に厳しいものがあって、表に出るまでに時間がかかってしまうことがございました。この指針の中では、セクシュアル・ハラスメントに関しての定義ですとかが明確に書かれていたり、学校も教育委員会も学校設置者として通告の義務について書かれていました。私がすごく重要だなと思ったのは、セクシュアル・ハラスメントが起きていることを察知したときに、本当に起きているのか、今起きていることがセクシュアル・ハラスメントに該当するものなのか、「思われる」という部分だけで物事を公にして良いのか、どこかへ相談したり通告したりして良いのか相当悩まれると思いますが、この文部科学省の指針に

は「思われる」という状況が発生したときに、それを関係機関とか、学校であれば教育委員会事務局へ伝えることが明確に書かれていました。

話は少し変わってしまいますけれども、私がこども家庭支援課で教育相談員を担っていたときに、同じように虐待について、学校で虐待と思われることを随分把握するのですが、「思われる」だけなので、虐待が起きているのか起きていないのか分からない状況の中で、通告が非常に厳しいことがありました。ただ、児童虐待防止法の中には、「思われる」の時点できちんと通告してくださいと明記されています。ですから、この「思われる」の部分の周知が非常に重要だと思います。各学校の隅々まで、関わる人々一人ひとりがそれを理解することをぜひ徹底して行っていただきたいと思います。希望は、かなうことであればポスターでも、紙はなかなかお金がかかりますので、ホームページ等で学校に1枚印刷していただくだけでも良いですし、職員室に1枚あるだけでも抑制にもなります。全ての人が「思われる」の段階でしっかり公にしていかなくてはいけないのだ、通告していかなければいけないのだという自覚を持てるように徹底した取組をぜひお願いしたいと思います。要望です。

中上委員

今回の改正については、結論から言うと賛成です。先生方が本当に真面目に取り組んでおられるその信用を、一人の不祥事によって落としてしまいます。処分をきつくするのは仕方のないことだというか、やむを得ないことだと思います。というのは、同じ量刑でも一般の行政職と教員では違うわけですから、その差をしっかりと設ける。今、国全体がそういう動きで、文部科学省も過去だと一回処分して罪を償えばまたどこかの地方都市に行ってもう一回受けることがよくあって、犯罪歴を確認することができなかったわけですが、今はシステム的に文部科学省も力を入れてきていますし、新聞記事のネット検索もできるようになってきたので、再犯率の高いわいせつ事案について厳しく処分することはやむを得ないと思います。

それで、よく処分案件は教育委員会で非公開で審議されますけれども、必ず教育委員から質問が出るのは、余罪はなかったのか、普段気が付かなかったのかということです。たまたま魔が差して一瞬だったのか、やはり少しおかしい様子があったのか、実際に過去にもそのような処分例があるのかということもお聞きしているわけですが、今回3ページにありますように、「日頃の勤務態度や当該行為後の対応等も含め」て、それも総合的に判断できるという改正も非常に大事だと思います。その事件だけでなく、総合的に普段の勤務態度も含めて、厳しい目でチェックできることが今回の改正のポイントかなと思います。

いずれにしても、教育現場というのは保護者とか市民の方の信頼がベースですから、マスコミも当然厳しい報道になりますし、社会的制裁も強いわけですから、このような処分も含めて厳しくするところは厳しくする。逆にそれが、一生懸命頑張っておられるほかの先生、ほとんどの大勢の先生たちの努力を守ることにもなるということで、ぜひ引き続き厳しくお願いしたいと思います。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

私もこの内容で結構だと思いますが、このようなものは必ず根絶しなければいけません。ですから、例えば今、中上委員が言ったように、日頃見て感じている人が何も言わずに口を閉ざすことがあってはいけません。言いづらいからといって、口を閉ざしてしまう。これが様々なハラスメントを含めた温床になってくる

と思いますので、実際に非違行為をした人にはこのような厳しい処分をする。万が一そのような行為について、言葉をかけなかったり指導できなかった教員に対しても口頭でしっかり厳重注意する等々実施し、周りでそういった芽を潰す、感じることが大事かなと思います。このような処分等の事案は完全にゼロを目指す。これが絶対だと思っています。以上です。

大塚委員

もう一点、申しつけたいことがございます。子供たち自身が、自分が受けたときに、これはおかしいなとか嫌だなということに気付ける知識をまず持つことがすごく重要だなと思います。文部科学省でも生命の安全教育ということで、発達年齢に応じた様々な資料を作っていらっしゃるのを確認したのですが、子供たちにもう一度そのような知識的側面、そして嫌だと言える言葉をしっかりと子供自身が持つという技能的側面、そしてそれを子供が自分の言葉として異議申し立てをするだけの日常的な態度につなげていくことは、人権教育で非常に重要な部分ですので、子供たちにそのような力をつけていくことも併せてお願いしていきたいと思います。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、教委第11号議案については、原案のとおり承認い ただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で本日の審議が終了いたしました。事務局から、報告をお願いします。

片山総務課長

5月12日に個人の方1名から、学力の定着に困難を抱える子どもへの学習支援に関する要望書が提出されました。5月12日に1団体から、学校給食のストロー廃止に関する要望書を受理しました。5月16日に1団体から、北綱島特別支援学校の「閉校計画と分校化の誤り」の検証に関する請願書が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、6月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、7月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、7月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

以上をもちまして、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

「閉会時刻:午前11時48分〕